対象者属性別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
会社関係者	2	5
発行体役員等	1	4
契約締結者等	1	1
公開買付者等関係者	1	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	1	0
第一次情報受領者	11	8
会社の重要事実	5	3
公開買付け事実	6	5
年度別勧告件数	14	13

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
会社重要事実の伝達	5	3
発行体役員等	2	2
契約締結者等	3	1
公開買付け事実の伝達	6	5
買付者役員等	2	1
買付者との契約締結者等	4	4
うち買付対象者役員等	3	2

重要事実別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
新株等発行	2	0
剰余金の配当	1	0
業務提携・解消	2	3
子会社の異動を伴う株式譲渡等	0	1
新たな事業の開始	0	1
損害の発生	1	0
業績予想等の修正	2	3
バスケット条項	1	3
子会社に関する事実	2	0
公開買付け	7	5
年度別勧告件数	14	13

（※１）　「年度」とは４月～翌年３月の期間をいう。
（※２）　件数は、納付命令対象者数を計上。
（※３）　重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。
（※４）　公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

2　勧告事案の概要

平成24年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

⑴　内部者取引に対する勧告

①　株式会社ゲオ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年４月17日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ゲオの役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社セカンドストリート（以下「セカンドストリート」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年２月10日より前の同月９日、自己の計算において、セカンドストリートの株式合計60株を買付価額合計257万9,050円で買い付けた。

【課徴金額】　100万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年４月17日
課徴金納付命令日　　平成24年５月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

②　株式会社エフティコミュニケーションズとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年４月27日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「エフティコミュニケーションズ」という。）との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の締結の交渉に関し、エフティコミュニケーションズの業務執行を決定する機関が、新たな事業としてＬＥＤ照明の製造及び販売を開始することについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成23年１月24日より前の同月11日から同月13日までの間に、自己の計算において、エフティコミュニケーションズの株式合計40株を買付価額合計130万450円で買い付けた。

【課徴金額】　103万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年４月27日
課徴金納付命令日　　平成24年５月22日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。